

只木ゼミ前期第 11 問検察レジュメ

文責：4 班

I. 事実の概要

主犯 Y は、宝石商 A を拳銃で殺害し、預かり保管中の宝石等の返還を免れようと企てた。当初 Y は、殺害場所として被告人 X の経営する会社の事務所ビルの地下室を予定していたが、その後自動車内で殺害することに計画を変更し、A を商品取引名目下に誘い出して A 所有の普通乗用車に同乗させ、Y の仲間 Z が運転し出発した。そして Y は、走行中の同乗車内で A の頭部等を狙って拳銃を複数回にわたって発射して殺害し保管中の宝石等の返還を免れ、A の携帯していた現金約 40 万円を抜き取った。

被告人 X は、殺害場所として当初地下室が予定されていた段階において、拳銃の音が外部に漏れないように地下室の入口の戸の周辺の隙間をガムテープで目張りし、換気口を毛布でふさぐ等の行為をしていた。また、計画を変更した Y から暗に同行を求められると、Y らと行動を共にすることにより、計画の実行を何らかの形で手助けし、その計画の実現を容易にすることになるのではないかと認識しながら、Y・Z の仲間の運転する軽自動車に乗り込み、Y の同乗する自動車に追従して A の殺害現場に至った。

II. 問題の所在

X は目張り行為等をしているが、主犯たる Y はかかる行為に気づかず犯行を行っているため X に Y に対する幫助犯が成立するか。

X は、Y の計画の実行を何らかの形で手助けしその計画の実現を容易にすることになるのではないかと認識しながら、Y の自動車に乗り込み、Y の同乗する自動車に追従しているが、かかる行為について X に幫助犯が成立するか。

片面的幫助の成立の可否、および幫助の因果関係の内容に関連して問題となる。

III. 学説の状況

1. 片面的幫助の可否

イ説：肯定説¹

片面的幫助の成立を肯定する説

ロ説：否定説²

片面的幫助の成立を否定する説

2. 因果関係の内容

A 説：正犯結果惹起説³

幫助行為と正犯結果との間に単独犯と同様の条件関係が必要であるとする説

B 説：実行行為促進説⁴

¹ 山口厚『刑法総論〔第 2 版〕』（有斐閣、2007）347 頁。

² 曾根威彦『刑法の重要問題〔第 2 版〕』（成文堂、2005）321 頁。

³ 山中敬一『刑法総論〔第 2 版〕』（成文堂、2008）921 頁。

幫助行為と実行行為との間に因果関係が必要であり、その因果関係は正犯の実行を物理的又は心理的に容易にした又は促進したと認められれば肯定されるとする説

C 説：心理的因果性説⁵

幫助の因果性の内容は意思の疎通による心理的因果性であり、従犯と正犯との間に意思の連絡があれば正犯行為を促進する効果があり幫助として処罰されるとする説

IV. 裁判例

東京地判 昭和 63 年 7 月 27 日 判例時報 1300 号 153 頁

<事実の概要>

被告人は、営利の目的で拳銃をフィリピン共和国から日本国に密輸入することを企てた実兄らから頼まれて、実兄の仲間と一緒に、けん銃及びけん銃用実包が隠匿された右テーブルをフィリピン共和国国内にある国際航空貨物輸出入運送業者に持ち込んだ。そして、同所において、右テーブル内にけん銃及びけん銃用実包が隠されているかもしれず、また、これを実兄らは日本国に密輸入して売り捌くつもりかもしれないと考えながら、妻名義の小切手で送料を支払うなどしてその発送手続を行った。かかることについて、営利の目的で、実兄らの犯行を容易ならしめてこれを幫助したものであるとされた事例。

<判旨>

「けん銃等の密輸行為につき被告人と互いに意思を相通じたと認めるに足りる証拠はなく、被告人の片面的、未必的認識の限度に止まると言うべきである。そして、...これを幫助する意思のもとに、そのまま右発送手続を完了させたものと認められる。したがって、被告人には、判示のとおり、検察官が予備的訴因として主張する幫助犯を認めるのが相当である。」

V. 学説の検討

1. 片面的幫助の可否について

思うに、助けられたことの意識が正犯者になくても、とりわけ正犯の実行行為を物理的に容易にすることはいくらかでも可能であるし、正犯者に意識されていなければ幫助行為を処罰できないと考えなければならない理由はない。また、62条の文理解釈としても、意思の連絡ないし相互了解は要求されないと解される。⁶

したがって、検察側は片面的幫助が認められるとするイ説を採用する。

ただし、精神的幫助の場合は幫助されていることについて正犯者の認識がなければ実行行為が容易になったとはいえないから片面的幫助は成立しないと考える。

2. 因果関係の内容について

(1) まず、正犯結果惹説(A説)は正犯行為の心理的促進が問題となる事例においてほとんど

⁴ 大谷實『刑法講義総論〔新版第4版〕』（成文堂、2012）448頁。

⁵ 町野朔『刑法総論講義案（1）』（信山社、1996）128頁。

⁶ 井田良『刑法総論の理論構造』（成文堂、2005）382頁。

因果関係を肯定できなくなることから妥当でない。

(2) さらに、心理的因果性説(C説)は、正犯行為を容易・促進することは正犯者に幫助を受けている意識がなくても可能であるにもかかわらず、この説では意思疎通がなく心理的因果性が認められないということをもって片面的幫助犯が否定されることになり妥当でない。

(3) そして、実行行為促進説(B説)は、現行法が「幫助した」と規定しているにすぎない点をかんがみると、幫助行為は正犯を援助しその実行行為を容易にすれば足り、幫助の因果関係は実行行為を物理的・心理的に容易にすることをもって足りると解することができる。⁷

したがって、実行行為促進説(B説)を妥当と考える。

VI. 本問の検討

第1 まず、本問ではXの幫助犯の成否の検討をするため、Yの罪責の検討をする。

Yは、宝石の返還を免れる意思でAを殺害し、次いでAの携帯していた現金約40万円を抜き取っているため、強盗殺人罪(240条後段)が成立する。

第2 Xの罪責について

(1) Xがガムテープで地下室の扉を塞ぐなど目張りを行ったことにつき、YがXのこのような行為を認識していなかった場合でも、Xに強盗殺人罪の幫助犯は成立するのか。

(ア) いわゆる片面的幫助が認められるのか問題となる。

この点検察側はイ説を採用するところ片面的幫助は成立すると考える。もっとも精神的幫助の場合は正犯の幫助を受けているとの認識がないと成立し得ないことから、物理的幫助の場合に限定される。

(イ) では、いかなる程度の因果性があれば幫助は認められるのか問題となる。

この点、検察側はB説を採用するところ幫助行為によって正犯の実行を物理的または心理的に容易にしたと認められれば足りると解する。

(ウ) これを本問についてみると、Xは当初殺人が行われるはずであった地下室に目張り等をしているが、実際の殺人現場は地下室から遠く離れた車内であり、Xの目張り等の行為がAの現実の強盗殺人の実行行為との関係では全く役にたっておらず、何らYの強盗殺人の実行行為に関して物理的に促進しているとは言えない。ゆえに物理的幫助は認められない。

(エ) よってXの目張りなどの行為については、片面的幫助は成立しない。

(2) 次に、XがYらに追従した行為について幫助犯が成立しないか。

(ア) この点、先と同じように幫助の因果性をどこまで認めるのかが問題となるが検察側はB説を採用するところ、物理的または心理的に正犯の実行を容易にしたと認められれば足りると考える。

⁷ 大谷・前掲 446頁。

(イ) これを本問についてみると、X は強盗殺人の計画段階で既にこの強盗に加担しており、実際に行われた殺人現場と当初計画された殺人現場が異なるなどといった事情はあるものの、当初から計画に参加していた X が、自ら計画の実行に際して Y らの役に立つことができれば、と思いながら追従する行為により Y らが心理的な安堵感を感じ、それにより Y らが心強く感じて犯行を実行するに至り、その実行を容易にしたと解することができる。ゆえに、X の幫助行為と Y の強盗殺人の実行行為の間に因果関係はあると解する。

(ウ) したがって X には強盗殺人罪(240 条後段)に対する幫助犯が成立する。

VII. 結論

X は強盗殺人罪(240 条後段)の幫助犯の罪責を負う。

以上